

令和8年4月 定例総会議事録

日 時 令和8年4月30日（木） 午前9時30分～午前11時00分

場 所 小林市役所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	瀬戸山博好	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	上仮屋博	6	小畠利春	7	大山竹子	8	高田春男
9	田原尚紀	10	河野雄二	11	種子田勝	12	谷之木信弘
13	新田敏文	14	大部実男	15	下沖秀人	16	池井周造
17	石川文男	18	長瀬茂弘	19	松田まり子		

欠席 松田まり子

農地利用最適化推進委員

20	上原 都由子	21	淵 上 憲 明	22	井 野 実	23	高 岩 昭 市
24	下 村 勲	25	指 宿 浩 利	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	牟田 奈穂美	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	荏 野 忠 義	34	大久津和幸	35	新 竹 正 男
36	武 田 善 昭	37	福 本 正 三	38	園 田 友 弘		

事務局

局長	村岡浩二	主 幹	小原 晴彦	主 幹	山中 猛	主 査	小坂 龍治
主 査	橋谷理己						

議 題

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第9号 農用地利用集積等促進計画の変更について

議案第27号 農用地第3条の規定による所有権移転許可について

議案第28号 農用地利用集積等促進計画について（賃借権）

議案第29号 農用地利用集積等促進計画について（所有権）

議案第30号 農地法5条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第31号 非農地証明願い承認について

事務局

それでは、定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員18名、推進委員19名の方が出席されています。農業委員会規則第7条の規定により、本総会は、成立している事を報告します。はじめに4月の行事実績及び5月の行事予定を報告します。

(4月の行事実績及び5月の行事予定予定の報告)

事務局 それでは、開会のことばを東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆様おはようございます。只今より小林市農業委員会、令和8年4月期の定期総会を開会致します。よろしくお願い致します。

事務局 本日は報告が第8号から第9号の9件、議案が第27号から第31号の77件、合計86件でございます。それでは、農業委員会規則第6条により、瀬戸山会長に議長をお願い致します。

議長 はい、それでは議事を進行させていただきます。議事に入る前に今月の議事録署名を12番 谷之木委員、15番 下沖委員にお願いします。尚、議案の事前審査につきましては、小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願い致します。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局

事務局 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第9号 農用地利用集積等促進計画について
(事務局 第8号、第9号朗読)

議長 ありがとうございます。只今報告がございましたが、何かございましたらお願い致します。

(無しの声)

議長 それでは議事に入ります。議案第27号 農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

事務局 議案第27号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
下記の通り農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。
(議案第27号1番朗読 他省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5 番

5 番 今月は農地法第3条事前審査を、第2小委員会に付託されましたので、4月21日、局長出席のもと審査会を実施しました。その旨を随時報告します。議案第27号 農地法第3条の規定による所有権移転です。

1 番 申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 148,456 円

2 番 弟から贈与を受けるものです。

3 番 隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 90,000 円

4 番 隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 62,893 円

5 番 母から贈与を受けるものです。

6 番 集約のため贈与を受けるものです。

7 番 申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 98,981 円

8 番 申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 828,729 円

9 番 申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 200,000 円

10 番 父から贈与を受け営農を行う。

11 番 申請地を購入し、営農を行う。10a あたり 401,691 円

12 番 隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 78,555 円

13 番 父から贈与を受け、規模拡大を図る。

審査の結果、小委員会は許可相当と判断しました。以上報告します。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 今月の野尻町区分の事前審査を、第1小委員会に付託され4月21日審査会を実施しましたので、その結果を報告します。議案第27号についてです。

14 番 兄より贈与を受けるものです。

15 番 申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 64,020 円

16 番 父より贈与を受けるものです。

17 番 実家の隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 222,222 円

審査の結果、小委員会と致しましては、許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。只今報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いします。

8 番 はい、8 番

議長 はいどうぞ

8 番 10 番と 11 番の営農計画書の内容を教えてください。

事務局 営農計画では、水稻となっております。

議長 他に意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、許可する事に決定します。

議長 続きまして議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画について貸借権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、局長

事務局 議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画について 下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による、農用地利用集積等促進計画（貸借権）を作成したので、計画通り承認する。
(議案第 28 号 1 番朗読 他省略)

ありがとうございました。それでは、審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番

5 番 小林地区は計 22 件 田 23,790m²、畑 44,532m²、樹園地 2,962m²、計 71,284m²です。審査の結果、計画通り承認することにしました。
以上報告致します。

議長 ありがとうございました。

3 番 はい、3 番

議長 はい、3 番

- 3 番 野尻地区です。計 15 件 田 15,440m² 畑 109,991m² 計 125,431m² です。審査の結果、計画通り承認することと致しました。以上報告します。
- 議長 ありがとうございます。只今報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いします。
- (無しの声)
- 議長 それでは採決します。議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画について計画通り採決することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手ですので、計画通り承認致します。
- 議長 続きまして、議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画について所有権を議題と致します。事務局の朗読をお願いします。
- (事務局挙手)
- 議長 はい、事務局
- 事務局 議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画について 下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用促進計画（所有権）を作成したので計画通り承認する。
(議案第 29 号 1 番朗読 他省略)
- 議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。
- (5 番挙手)
- 議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。
- (5 番挙手)
- 議長 はい、5 番
- 5 番
- | | | |
|-----|-------------------|------------|
| 1 番 | 一般事業、即売です。10a あたり | 135,501 円。 |
| 2 番 | 一般事業、即売です。10a あたり | 86,881 円 |
| 3 番 | 支援事業、即売です。10a あたり | 150,000 円 |
| 4 番 | 支援事業、即売です。10a あたり | 250,000 円 |

5 番 支援事業、即売です。10a あたり 250,000 円

6 番 支援事業、即売です。10a あたり 343,053 円

7 番 支援事業、即売です。10a あたり 275,081 円

審査の結果、計画通り承認することとしました。以上報告します。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 1 番 支援事業、一時貸付です。10a あたり 162,470 円

対価が 910,000 円

審査の結果、計画通り承認することと致しました。以上報告終わります。

議長 ありがとうございます。只今審査報告がございましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは、採決に入ります。議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画について所有権を計画通り、承認する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、計画通り承認致します。

議長 続きまして、議案第 30 号 農地法 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題と致します。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局

事務局 議案第 30 号 農地法 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記の通り、農地法 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 30 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8番

8番 今月の4条、5条の事前審査を第3小委員会に付託されました。4月22日に審査会を実施致しました。その旨を報告致します。議案第30号 農地法5条による所有権移転許可申請でございます。1番、木材置場です。審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。只今報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。議案第30号 農地法5条の規定による所有権移転許可申請書進達について進達する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員挙手ですので、意見書を付して進達する事と致します。

議長 続きまして、議案第31号 非農地証明願い承認についてを議題と致します。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局

事務局 議案第31号 非農地証明願い承認について 下記の通り非農地証明願いがあったから承認するものとする。
(議案第31号1番朗読 他省略)

議長 ありがとうございます。それでは、審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番

8番 議案第31号 非農地証明願いについて
1番 雑種地です。堤三松です。

2 番 堤三松です。山林です。1 番と 2 番は隣接地です。
3 番 東方野首です。山林です
4 番 東方高塚です。山林です。
5 番 北西方横峯迫です。山林です。
6 番 南西方石氷です。住宅です。
7 番 堤一本柵です。宅地です。
8 番 細野千谷原です。雑種地です。
9 番 北西方柚木山です。原野です。
10 番 北西方調練場です。宅地です。
11 番 南西方杉玉です。山林です。
12 番 細野前之原です。原野です。
13 番 細野前之原です。12 番隣接地する土地です。原野です。
14 番 細野前之原です。12 番隣接地する土地です。原野です。
合計 14 件 審査の結果、申請通り承認する事と判断致しました。
以上報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 15 番 野尻町東麓見越です。原野です。
16 番 野尻町三ヶ野山入水です。原野です。
委員会としては、申請通り承認することと致しました。以上報告終わります。

ありがとうございました。只今報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

それでは採決します。議案第 31 号 非農地証明願い承認について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ですので、承認する事に決定致します。

以上で議事は終了します。

午前 11 時 00 分 閉議

議事録署名

_____ 印

_____ 印